

被保険者各位

カシオ健康保険組合

健康保険証廃止後の対応について

健康保険証については、令和7年12月2日で完全に廃止され、マイナ保険証(マイナンバーカード)で受診する仕組みに移行しております。医療機関を受診の際は、「マイナ保険証」か「資格確認書」のどちらかを提示してご利用ください。

【従来の健康保険証について】

◆ 当組合への返却は不要です。

ご自身で破断するなどした上で廃棄をお願いいたします。

なお、廃棄にあたっては、保険証に記載されているご自身の記号・番号を控えていただきますよう、お願いいたします。

【12月2日以降の医療機関の受診について】

◆ マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証での受診をお願いいたします。

(注)ご自身の健康保険証情報が正しく登録されているか確認をお願いします。

スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。

1. マイナポータルアプリにログインします
2. ログイン後トップページから、「健康保険証」を選択します
3. マイナンバーカードの健康保険証利用を確認します
4. 登録が完了している場合、「登録済」と表示されます

マイナ保険証クイックガイド



◆ マイナ保険証を所有していない方

保険証に代わるものとして、当組合から発行される「資格確認書」にて受診をお願いします。

「資格確認書」が届かない場合は、ご自身が一括交付の対象者かどうかをご確認の上、交付対象者である場合には、まず勤務先の事業所人事担当者様にご確認ください

一括交付対象者(令和7年10月1日時点で有効なマイナ保険証をお持ちでない方)

- ・ マイナンバーカードをお持ちでない方(返納された方)
- ・ マイナンバーカードを持っているがマイナ保険証の利用登録を行っていない方
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方